京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷　第一號

社會科學としての財政學……島　恭彦

社會政策論爭史の一齣(一)……岸本英太郎

資本主義の自動的崩壞論の批判……松田弘三

昭和二十五年一月

社會政策論爭史の一齣（一）

——形而上學的社會政策論の種々相批判——

岸本英太郎

目次

一、はしがき
二、北岡壽逸氏の大河内教授批判の素朴性
三、森戸辰男氏社會政策論の形而上學（以上本號）
四、高田・大河内論爭（以下次號）
五、福武直氏社會政策論の觀念論的性格
六、結言・社會政策の論理的構造

一　はしがき

大河内教授の社會政策理論に對する批判は二つの部類に分つことが出來る。一つは教授の理論の科學性を認めつつ、その上に立つての內在的な批判であり、他は、教授の理論の方法論そのものを否定せんとする超越的な批判である。前者については既に詳しく取扱つたので（拙著「社會政策論序說」中の「社會政策分析の方法論」の項參照）、本稿に

おいては後者について考察したい。

これらの理論に屬するものとしては、北岡壽逸氏、森戸辰男氏、高田保馬氏、福武直氏等の大河内教授批判をあげることが出來る。今私は、これら諸氏の社會政策論を順次取上げて檢討してゆくであらう。

二　北岡壽逸氏の大河内教授批判の素朴性

大河内教授社會政策理論の超越的批判の特徴は、その觀念性にあるが、それは色々のニュアンスを持つている。その最も素朴な形態から學問的粉裝を凝らした洗練された形態に至るまで。だが何れにせよ、これらすべては資本制社會に於ける社會政策を、その現實の地盤たる資本制社會の構造・論理から把握するのではなく、何らかの觀念によつて解釋することを特色としている。

ここに取上げる北岡壽逸氏の社會政策論はその最も素朴なものの典型的な形態である。

I

北岡壽逸氏は先づその社會政策概念を次のように規定されている。――

「社會政策とは現存秩序の下に國家全體の圓滿なる發達を計る爲めに、社會正義（又は社會的公平）の觀念に基づき或階級、主として勞働階級の、地位の向上、福祉の增進を圖り、他の階級、主として有產富裕階級の特權を抑制し、富の分配の不公平より來る社會に於ける階級相互の反感軋轢を調和し、以て社會全員の協力一致を圖らんとする國家の施設である。」（北岡壽逸氏著「社會政策概論」一五頁）と。

我々はここに講壇社會主義的な古色蒼然たる社會政策概念――分配的正義・階級協調論を見る事が出來るであらう。試みに次の如きワグナーやシユモラーの社會政策概念と比較せよ。

「一般に社會政策とは、分配過程の範圍に於ける諸弊害をば、立法並びに行政手段を以つて克服する事を目的とする國家の政策を意味する」(Adolf Wagner, Über soziale Finanz-und Steuerpolitik. Archiv für sozsale Gesetzgebung und Statistik, Bd. 4. Heft 1, S. 4. 1891)。

「社會改革とは何であるか。それは何をなすべきか。その一般的目的は明らかである。それは社會の諸階級間の友誼的關係の再建、不正の除去或は輕減、分配的正義 (Verteilende Gerechtigkeit) の原則への大なる接近、下層及び中層階級の道德的物質的向上を保證する進歩を促進する社會立法の創設である。」(Gustav Schmoller, Über einige Grundfragen des Rechts und der Volkswirtschaft, S. 91 1875.)。

我々は北岡氏の社會政策論の中に獨乙社會政策學會公認の理論、否觀念、社會政策の倫理的基礎付を見る事が出來るであらう。

階級對立の資本制的本質についての何等の分析・把握も無く、ただいきなり、階級軋轢の事實に對し、社會的正義公平の觀念を以つて立向ひ、分配的正義を通して階級協調、國家の圓滿なる發達を信仰する。社會的正義とか公平、分配的正義、階級協調等の觀念は北岡壽逸氏にあつては資本制的生產關係に制約せられた資本制的觀念ではなく人間本來の倫理的感情に由來する絕對的超越的觀念である。資本制社會に於ける現實の社會政策の分析ではなく正義・公平・人道の倫理的觀念による社會政策の基礎付け (Begründung) である。

我々はここに北岡氏社會政策論の素朴性を明瞭に見る事が出來る。これは社會政策現象に對する單純な說明であり解釋ではあるが、その本質に對する寸分の把握をも含んでいない。ここには科學はなく、存在の法則を超越した

單なる規範があるのみ。ここにはマックス・ウエーバー以前的な單純な倫理的經濟學が存するのみ（Vgl. Max Weber, Die „Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis.）。

北岡壽逸氏はこのような素朴な社會政策論をもつて、ドイツ社會政策論史をその地盤たるドイツ資本主義の變遷との關聯において丹念に批判的に追求し、社會政策の本質を資本制生產の內在的法則性から把握された大河內教授の社會政策論を次のように批判せられるのである。

北岡氏は大河內教授の社會政策論に對する反對の論據を「社會哲學の相違」に求められる（「社會政策概論」三七一頁）。これは北岡氏の素朴な階級協調論的社會政策論の當然の歸結ではあるが、批判點を社會哲學の相違に求められる限り、そこには何等の客觀性ある科學的な批判も成立し得ないであらう。北岡氏の論法を以つてすれば、各人はその夫々の社會哲學に從つて夫々異つた社會政策理論を持ち得る譯であり、各自の社會哲學が各自にとつて夫々神であり信仰個條である限り、他人の社會政策論を批判する事は無意味だからである。

扨て、北岡氏は、大河內氏批判の前提を、先づ大きく社會哲學の相違に置いた上で、政策の本質を次のように述べられている。——

「私の理解するところによれば、政策學は單に客觀的な必然的な法則を發見するといふ意味に於ては科學ではない。凡そ政策は凡て目的の決定を前提とする。何が、善であるか何が望ましきものであるか、何が價値あるものであるかの標準を決定することは、政策成立の基本要件であつて、かかる標準は社會現象より必然的に生ずるものではない。……固よりかかる目的は單なる空想であつてはならない。それは可能なる範圍に止められなければならず、何が可能であるかは、必然の法則に從うけれども、必然の法則のみを認めて、人間の理性による之が修正、指導を否認することは、政策そのものの否認である」（北岡氏前揭書、三七三—四頁。傍點岸本）と。

政策決定における「善なるもの」「望ましきもの」「價値あるもの」が、必然の法則に從ふことを認められる限り、社會政策はそれ自身價値あるもの、善なるもの、望ましきものではなく、必然の法則たる資本制社會の經濟的運動法則に從屬するものである事を認めなければならないであらう。これは正に北岡氏の倫理的社會政策論と相容れないものと言わなければならない。

北岡氏は人間の理性による必然の法則の修正指導を云々されているが、人間の理性そのものが單に理性一般ではなくして、必然の法則に制約された理性である事を看過されている。そして社會政策をもつて資本制的必然法則の修正と考へられていられるが、それは修正ではなくして、正に必然性そのものの順當な貫徹を媒介するものに外ならないのである。北岡氏が必然の法則を單純に機械的に考へられている事實がここによくあらわされている。

北岡氏が社會政策の主體を「超階級的な國家」であるとして大河内教授の總資本＝資本制國家論を批判せられる時、北岡氏社會政策論の觀念的な素朴性は遺憾なく露呈せられる。北岡氏は大河内教授を批判して次の如く述べられている。——

「社會政策の主體は國家である。國家は階級を超越し、凡ての國民の利益を表現するものである。然るに大河内氏は、國家が社會政策の主體なりとする事實はこれを否認することなくして、社會政策の主體を總資本なりとするが如くである。……氏の論文の全體を貫く思想は、社會政策の主體たる國家を以て總資本と同一視するにあるかの如く思はれる。……資本と勞働との關係は鬪爭關係であり、その間にあるものは妥協であり、讓歩であつて、資本と勞働との兩者を超越する全體利益、公平なる第三者たる國家なる觀念を認めないものの如くである。

云うまでもなく、階級の對立と云うことは社會政策の前提であつて、之なくしては社會政策の必要を生じないものであるけれども、同時に超越階級的なる國家がなければ社會政策は存在し得ない。……階級對立を止揚せんとする社會政策の主體が超越階級的

なる國家でなければならないことは論理上の必然であり、現實の事實であると思うのであるが、氏はかかる超階級的なる國家が社會政策の主體たることを認めないのであろうか。……私は超階級的國家の外、正義・公平と云ふ道義觀念も社會政策の必然的前提なりと信ずるものである」(前掲書、三七五—六頁、傍點岸本)と。

北岡氏は資本制國家を超階級的な存在であると決めてかかつていられる。シュモラーが國家を「利己主義的階級利害に超越する」(über der egoistischen Klasseninteressen stehend)「人類指導の最も偉大な倫理的施設「(Das grossartigste sittliche Institut zur Erziehung des Menschengeschlechts)であると理解したのと同一である。(Gustav Schmoller, Zur sozial-und Gewerbepolitik der Gegenwalt. S. 9 1890.)。

北岡氏は資本制國家をもつて階級對立を止揚せんとする存在であると決めて了ふことによつて、その超階級性をその論理的必然として導き出されるのであるが、國家が階級對立を止揚せんとする存在であると理解する事がそもそも問題である。

國家は嘗つて一度も階級對立を止揚せんとした事はなく、却つて階級協調を圖ることによつて、階級制度そのものを維持せんと努力して來た事は歴史的事實の示すところである。

資本制國家は資本制的階級制度を維持するためにこそ社會政策を通して階級協調を圖つて來たのであり、從つて資本制社會を止揚せんとする社會主義運動に對してはこれを懷柔すると共に他方鞭による不斷の抑壓政策をとり來つたのである。階級協調策＝社會政策の施行は階級制度の止揚ではなく正にその維持を意味するものに外ならない。階級協調と階級止揚とは互に相矛盾する概念である。

大河内教授が國家を總資本とされたのは、資本制國家の階級性を明白に把握されたものであつたと共に資本制社

會の維持をその使命とする資本制國家の本質を明らかにされたものに外ならなかつたのである。北岡氏の如く、國家を抽象的な觀念から理解するのではなく、歴史的現實的な國家の諸活動・諸機能から國家の本質を導き出されたのである。北岡氏による大河内教授批判の素朴性をここに見るべきである。

尚、北岡氏は正義・公平といふ道義的觀念をもつて社會政策の必然的前提とされているが、これは階級對立＝勞働者階級の窮乏化といふ資本制社會の矛盾に對する官僚的・知識階級的な觀念の反映であつて、しかもこの正義・公平が資本制生産の必然的法則に從屬するものである事は既に論じたところである。

資本制社會に於ける正義・公平の現實的形態は、社會政策によつて勞働條件の社會的な標準度が確保され、もつて總資本の平準的な勞働力收取が遂行される狀態に外ならない。だが若し收取そのものが脅かされる時、社會政策は切り下げられ剝奪せられる。北岡氏自身この事を次のように述べられているではないか。――

「……國の經濟力を無視した高度の社會政策を實現せんとした場合に、社會政策の行き詰ることは當然であつて、斯くて社會政策の逆轉したればとて、社會政策自體が危機に瀕したものに非ざることは、生産過剰に當りて生産制限をしたればとて、生産の必要がなくなつた譯でなく、行政整理の必要が起つたればとて、官吏が不必要となつた譯でないと同樣である。」（前揭書、三三七頁）と。

高度の社會政策が決して勞働條件の快適な狀態を意味せず、生産過剰が絶對的な生産過剰を意味しないことは言ふまでもない。高度といい過剰といふも資本制的意味におけるそれに外ならない。資本の標準的な利潤維持にとつてそれは高度であり、過剰であるに過ぎない。北岡氏の如く、階級對立の止揚を圖る筈の國家が、社會政策を高度であるといつて、制限するといふのはそも〳〵語の矛盾である。

北岡氏はここで明らかに社會政策の資本制的制約を認められているのである。* しかも北岡氏は、社會政策をもつ

て資本制國家の勞働力保全策であるとする大河內教授に對し、教授が資本主義の軍門に降るものとされるのである（北岡氏、前揭書、三三六頁）。大河內教授が社會政策の資本制的本質を批判せられているのに、教授を資本主義の支持者であると强要せられるのである。だが北岡氏の倫理的・階級協調論的社會政策論が資本主義の維持を目指しているものである事だけは寸分の疑も存しない。このことは極めて明らかである。ここには經濟學以前的無知が支配している。

＊北岡氏は社會政策の限界は認めるがそれを資本制的限界ではないとされるのである。——

『何れの國何れの時代にも固より社會政策の限界はある。それは必ずしも生產力ではない。必ずしも資本主義でもない。況んや必ずしも利潤率の維持ではない。それは其の國、其の時代に於いて最も大切なるものである。明治以來の我國は終始「富國强兵」ということが我國の最も大切なものであつた。あらゆる政策が之に集中せられた。……「資本主義」や「生產力」は多くの場合「國力」と並行的に進むが故に「資本主義」や「生產力」が至上のものなるかの如く見えるが、それは虎の威を借る狐にすぎない。一度「資本主義」や「生產力」が現に國家の必要とするものに合致せざるに至るときは、忽ち抑壓しつけられることは總動員法の各條に規定するところであり、產業統制の名の下に現に目の當り見るところである。資本は常態としては「國力伸張」の直臣で、勞働はその陪臣なるが故に、勞働を保護せんとする社會政策は、資本の伸張を圖る生產政策、經濟政策の前に頭の上らないように見えることがあるけれども、原理としては、資本も勞働も、生產政策も社會政策も、皆斉しく「富國强兵」の臣下で、此の外に服從すべき主人はいない筈である』（北岡氏、前揭書、三四〇—一頁）と。

北岡氏にあつては何物にも制約されざる國家目的が定立され、資本主義はこれに從屬する。國家は資本主義を超越する。かくて社會政策の限界は資本制的限界ではなく資本主義に超越する國家目的によつてその限界が與えられるのである。

我々はここに資本制社會に對する理解の一人の白痴を見るべきではなく、その獨自の物的基礎をもつて、相對立する諸階級から相對的に獨立したところの絕對主義天皇制官僚＝似以非ボナパルティズム的官僚の社會政策的實踐に於ける「超階級的」な「動機」と「意圖」とを見るべきなのである。

Ⅱ

社會政策の主體を超階級的倫理的國家であるとして、大河内教授の總資本＝資本制國家論を批判された北岡氏は、ついで社會政策の對象を勞働者ではなくして勞働力であるとされる大河内教授を次のように批判される。

『社會政策の主要部分たる勞働者保護政策に於て、生産政策と一致すると說くはいい。然し勞働者保護は社會政策に非ずして、生産政策なりとし、其の客體は人格の主體たる「人」に非ずして商品たり、生産手段たる「勞働力」なりと說くは、私から見れば社會政策に對する冒瀆であり、反逆である。社會政策は勞働が商品としてのみ見るべからざる所に出發する。勞働者保護の對象を「勞働者」たり、「人」たり、「人格者」たり、「萬物の靈長」たることを否定して、「勞働力」たり、「商品」たり、「物」たりと爲すは、社會政策の全面的否定であつて、私の承認することを能はざる所である。』（北岡壽逸著「社會政策概論」三三九頁）と。

社會政策を倫理的に基礎づけんとされる北岡氏が社會政策の對象を「勞働力」であるとする事に對して義憤を覺えられるのは當然である。社會政策の主體を超階級的な道義的な國家であるとする限り、その對象は當然「勞働力」にあらずして「勞働者」、「人格者たる人」たらざるを得ない。だが果して社會政策の主體を總資本＝近代國家とし、對象を「勞働力」とされる大河内教授の社會政策の理論が、社會政策の全面的否定であり、社會政策の冒瀆となるであらうか。

資本制社會にあつては「人格者」たる「勞働者」が如何なる地位に置かれているか。勞働者は資本にとつて一定の剩餘價値を生む限りの商品としてのみ資本によつて購入されるのではないであらうか。資本が勞働者の勞働能力を一定の時間を限つて購入する限り、資本制社會に於ける勞働者は勞働力たる商品として存在するのではあるまい

か。

勞働者は「勞働力」の所有者としてのみ勞働者たり得るのであり、これを離れて人格者としての勞働者は存在し得ないのではないか。資本制社會にあつては勞働者は勞働力の人格化に過ぎないのではないのではないであらうか。人格的なものが物格化し物的なものが人格化したところに、卽ち價値序列が顚倒したところに資本制社會の特質が存するのではないだらうか。

だが「勞働力」は「人格者」たり人たる勞働者を離れては存在する事は出來ない。勞働力が資本にとつて繼續的に剩餘價値を生むところの商品たるためには、勞働力の所有者たる勞働者の生理的な再生產が保證されるばかりでなく、それ以上の一定の社會的な標準的な生活が保證される事を必要とするであらう。社會的な標準的な生活水準は、それが歷史的社會的なものである限り相當の伸縮性をもつては居るが。

かくて資本による勞働力充用（收取）には一定の限度、卽ち生理的な並びに社會的な限度が存在する。だが資本は阻碍される事が無ければこの限度を越えて勞働力の收取に驅り立てられる。競爭がこれを必然化する。かくて勞働者階級の抗爭を必然化し、國家を强制して工場法や勞働組合法、社會保險等々の所謂社會政策を成立しめるのである。

このように考察すれば、社會政策は、北岡氏の考へられるように「勞働が商品としてのみ見るべからざる所に出發」するのでなく、勞働力といふ商品の商品性を順當に貫徹するところに出發する。勞働力の商品性が順當に貫徹される事によつて、資本制社會における勞働者の「人」としての「人格者」としての實體が保證されるのである。階級對立と勞働者階級の窮乏化が存在し、これに對し勞働條件の維持、改善のための國家による勞働立法が行われ

る限り、そこに道義的な倫理的な觀念がつき纏ふのは當然であるが、しかもそれは勞働力商品性の順當な貫徹＝資本の勞働力に對する標準的な收取の纏ふところの單なる觀念的衣裳に過ぎないのである。

資本制社會に於ける社會的正義・公平、或は同じことだが勞働者の人としての「人格」の存在形態は、勞働力の商品性が順當に貫徹されるところに存在し、資本の標準的な利潤率が阻碍される時、社會的「正義」も「公平」も「人格」もその反對物に轉化する（「全體利益」「國家利益」といふ新なる道義的理念の登場と社會政策の切下げ）。我々はこのことを第一次歐洲大戰後のドイツにおける社會政策の危機に見ることが出來、(Vgl. H. Herkner, „Der Verein für Sozialpolitik in Vergangenheit, Gegenwalt und Zukunft," Schriften des Vereins für Sozialpolitik. Bd. 163. Heinz Marx, Zur Krise in der Sozialpolitik, Sozial Praxis. 1928, u. s. w.) 現在のイギリスや日本における事實に見ることが出來る。

大河內教授の次の言葉は、北岡氏の大河內教授批判の素朴性を鋭く衝いてその非科學性を示しているといふ事が出來るであらう。——

『何よりも先づ我々は社會政策の對象たる近代的勞働をば「勞働力」として、その生產要素としての資格に於て理解することに努めなければならない。事實勤勞者が資本によつて商品として取扱はれ、彼の運命や人間的存在があげて資本の支配の下に委ねられているということは、人格の尊嚴をかりそめにも信ずるものにとりては忍び難き事實ではあるが、而も勤勞者が「勞働力」として登場せざるを得ないという事情に對する非難からは社會政策の本質理解にとつては何物も生れては來ないのである。資本制經濟への反對物として考えられた社會政策は理解出來るであろう。從つて經濟外的な方策としての、またその意味での「外から」の、分配「修正」策としての社會政策は理解し得るであろう。勤勞者に對する慈惠的保護や中小經營に對する救濟案、または反對に巨大資本に對する反感とそれへの制限策、是等は總じて「勞働力」が商品化して資本に支配せられていることに對する道義的非難と直接に結び付くものであるが、ひとがこのような立場にのみ固執する限り、何故經濟社會は一般に、而して資本制經濟と雖もまた、社會政策を必要とするかの認識には遂に到達し得べくもないのである。我々は先づ勤勞者を生產要素化した「勞働力」として冷徹に

理解することから出發する。この態度は社會政策の經濟社會にとつての必然性を確定するための抽象であつて、「勞働力」が商品であることに對する何等かの價値判斷を含むものではないのである。社會政策の認識にとつて重要なことは、人格的存在が商品化した「勞働力」に轉化していると言ふ點にあるのではなく逆にかく商品化された「勞働力」の擔當者がまさに人格者であるという點にある……』(大河内教授著「社會政策の基本問題」六六―七頁)と。

扨て大河内教授は社會政策を勞働力保全策＝生産政策とされた譯であるが、これは勞働者保護政策として現象するものの本質が資本制國家による勞働力の保全策であるといふ事を明らかにされたものであつて、北岡氏の强辯されるように「勞働者保護は社會政策に非ずして、生産政策なり」とされているのでは決してないのである。大河内教授にあつては勞働者保護政策は社會政策の一形態に外ならないのである。北岡氏は社會政策の本質(勞働力の標準的保持を通しての標準的收取策)が勞働者保護として現象するものをそのまま科學の名に於いて、社會政策の本質だとされるのである。社會政策は「勞働力」政策にあらずして「勞働者」政策であるとか、社會政策の主體は超階級的な國家であるとか、社會政策は「一切の道德と同樣、人の良心に內在する普遍的なる倫理的信念が社會問題に直面して要求するものである」(北岡氏「社會政策概論」三三八頁)とかの社會政策本質論は正にそれである。北岡氏は現象をいきなり科學の名において一度に說明されようとしているのである。

大河内教授が社會政策の主體を總資本＝近代國家とされ、その對象を勞働力とされたのは、現象的にはあだかも超階級的倫理的存在であるかの如く見える國家が、その本質においては、資本制社會の維持を使命とする所の、總體としての資本の利益の爲めの資本制國家である事、勞働者政策と見えるものの本質が實は勞働力政策である事、倫理的信念から要求される如く現象するものの本質が勞働力の標準的搾取のために要請されるものに外ならないこと、等々を示されたものに外ならなかつたのである。北岡氏は現象をそのまま本質として科學的方法を放棄された

のに對して、大河内教授は現象を分析する事によつて現象を現象たらしめる所の本質を究明されたのである。北岡氏社會政策論の素朴性をここにも明らかに見ることが出來るであらう。

Ⅲ

北岡氏は大河内教授批判を更に次のように續けられる（引用頁は「社會政策概論」三七七―三七九頁）。餘りにも非科學的な道義的社會政策論であるから簡單にその誤謬を指摘するにとどめる。

『氏は（大河内教授のこと……岸本）斯くの如き勞働者の保護向上を圖らんとする施設が、實は勞働者のためでもなく、人道の要求に依るものでもなく、況んや社會正義に基づくものでもなく、「營利活動を産業社會全體として平準的に遂行し、年々の再生産が生産要素たる勞働力に就て安定的に行われるために、總資本の立場から、換言れば經濟社會の胎内から其の内的必然性、機構的必然性として要求せられる所のものが社會政策に外ならないのである。換言すれば、それは資本主義經濟がその勞働力經濟に於て遂行する自己保存行爲の體系である」とする。……斯くの如くんばそれは純然たる生産政策であつて、社會政策という名を冠す必要を見ないように思われる。……吾々の如く社會政策の獨立の存在を肯定する者にとつて、社會政策が生産政策に一致する場合に「社會政策は生産政策なり」という命題が成立する。然るに社會政策が生産の立場より勞働力の保全を本質とし、之を其の唯一の目的とするならば、それは生産政策であつて、其の限度に於て社會政策の否認である。……大河内氏は勞働者保護法を生産政策なりとして社會政策から抹殺すべきではあるまいか。氏は社會政策の全般的觀念を明にしないが（北岡氏が引用せる大河内氏の社會政策本質論が之を明らかにされているではないか。……岸本）、勞働者政策以外に於て中小商業政策や、自作農維持政策、所得税相續税の累進率適用というが如き、通常社會政策と稱せられているものを氏は社會政策と考へるのか如何か』（大河内氏は社會政策を勞働力政策＝平準的利準率確保のための勞働力保全策であるとされているのであるから、これらの政策が社會政策でないことは論ずまでもない。自作農や中小商工業者は獨立生産者乃至中小資本家であつて、これらの維持乃至保護の政策は勞働力保全策とは全く本質を異にする。又租税政策はそれが勞働者階級の賃銀の維持乃至社會政策費用の支出を伴うかぎりでそれは社會政策となるが累

進的租稅政策自體は決して社會政策ではない。……岸本)。『若し之等をも社會政策と考へるとすれば、それも亦資本主義の機構的必然性より來るものかどうか。若し氏が社會政策を最狹義に解して勞働政策のみに局限し、社會政策は資本の生産力の順當なる進行を圖るに必要なる手段以外何物でもないとするならば、社會政策という觀念を全面的に抹殺するに如くはない』(社會政策の觀念をそもそも倫理的道義的なものと決めてかかるところに問題がある。倫理的道義的なものと見えるものがその本質において勞働力の標準的收取策に外ならないのであるから、この意味で社會政策を生産政策とする事は、社會政策の本質を表現したまでであり、何も社會政策の觀念を全面的に抹殺する必要はない……岸本)。『……若し氏が資本の再生産に必要なる手段以外に尙、社會政策という獨立の思想體系を有するものが殘るとすれば、それは如何なる部分であるか。それは如何なる理論體系を有するものであるか』(勞働力の保全策としての社會政策。それが勞働力の保全のための政策を總稱する限り獨立の思想體系＝政策體系である。これは勞働力の保全を通じての標準的收取策であるという意味で同一の本質を持つている……岸本)。『それは超階級的なる國家及び正義・公平と云う道義觀とは無關係に成立するものであるかどうか』(超階級的國家や正義・公平という道義觀と關聯した社會政策も、それは社會政策の經う觀念的衣裳であつて、その本質は勞働力の標準的收取の一つの手段であり、この意味での生産政策に外ならないのである。大河內教授が社會政策を勞働力保全、この意味での生産政策とされたのは社會政策の本質を示されたものに外ならなかつたのである。科學以前をもつて科學を批判する無邪氣な素朴性をここに見るべきである……岸本)。

北岡氏は更に次のように大河內教授批判を續けられる。——

「……社會政策を勞働力保全に必要なものに限定せんとすることは、社會政策立法成立のためには失うところのみあつて得る所あるを想像することを得ない。それだけではない。勞働力の保持と勞働者の向上とは明白に矛盾することがある。一體近代勞働立法に於いては、勞働者の保護向上と勞働力の保持涵養とは相並行するを原則とするかの如く考へらるるも常に然りとする譯ではない。時あつてか勞働者の生活程度の引下げ、自由の制限をもつて勞働力の保持の爲めには有利とする事がある。例へば勞働者の不足の場合には、雇主の勞働者に對する爭奪の競爭は勞働力の確保の見地よりすれば之を防止すべきも、勞働者の向上の見地よりすれば、爭奪あつてこそ初めて賃銀が上るのであるから自由に放任しなければならない。我國に於ける纖維工業の女工に就いては事業主より數次の陳情にも拘らず、農商務省も內務省もかかる爭奪防止の法令の制定を肯んじなかつた。之は大河氏より見れば恣意的な人道主義のため、社會政策が資本主義本來の必然的進行より歪められたことになるのであろうか。」(「社會政策概論」三八一—

二頁、傍點原文のまま）と。

社會政策による勞働力の保全（Erhaltung）はそれ自身が目的ではないのであつて、それは勞働力の收取の手段となるところにある。從つて勞働力不足――勞働力の爭奪激化による賃銀其の他の勞働條件の向上が資本の標準的な勞働力收取を不可能にするに至れば、總體としての資本の標準的な勞働力收取を可能ならしめる爲めに、國家は勞働力の爭奪を法的に禁止するであらう。だが勞働力の爭奪禁止は勞働政策ではあつても勞働力の保全（Erhaltung）を意味する社會政策ではないのである。

北岡氏は社會政策を勞働力保全策に限定することは社會立法成立のためには失ふ所のみあつて得るところはないと言ふ。果してそうであらうか。社會政策は勞働立法の一部を構成するものに過ぎず、現實の資本制社會にあつては更に廣汎な勞働政策・社會立法が存在する。大河内氏は北岡氏の言われるように社會立法を勞働力保全策に限定されたのではなく、社會立法・勞働立法の中の勞働力保全立法を社會政策であるとされているのである。勞働者保護政策とよばれている社會政策の本質が勞働力保全策であると述べられているのである。誠にお粗末極まる批判と言わざるを得ない。又纖維工業の一時的な女工不足に伴ふ爭奪を政府が禁止しなかつたのは、それが纖維工業資本の平均利準率獲得を些さかも阻碍するものではなかつたからに外ならない。それはいささかも資本主義本來の必然的進行を歪めるものではなかつたのである。

Ⅳ

北岡氏の大河内氏批判は續く。――

『氏は（大河内氏……岸本）「勞働力保全策」としての社會政策の外に「階級闘爭の妥協」として「産業平和策」として「社會的必然性の社會政策」を認めている。……勞働力保全の社會政策と産業平和策としての社會政策とは全然性質の異つたものではあるまいか。後者を認むることによつて社會政策の統一的觀念が失われ、機構的把握も怪しくなつて了つたのではあるまいか。勞働階級に對して讓歩としてなしたる社會政策は、資本主義經濟から見れば「負擔」であり「費用」であり、資本主義經濟への「上から」又は「外から」の修正であり「經濟外的の根據」からするものではあるまいか。更に勞働階級からは、社會正義に基づく要求と見らるるのではあるまいか。然らば玆に氏の社會政策の機構的把握は其の一角が崩れる」（「社會政策概論」三八五―六頁）と。

大河内教授が社會政策を勞働力保全策と産業平和策との二重性に於いて把握した限り、北岡氏の批判の一部は正しい批判を含むが（拙著「社會政策論序說」參照）、しかし所謂勞働者保護立法も産業平和策も何れも勞働力保全策の特殊な形態であつて、決して本質を異にするものではない（前掲拙著參照）。しかもこれらは何れも階級闘爭の必然的な産物であり、資本が勞働に對して讓歩したものである。資本制社會にあつては、勞働者保護立法や所謂産業平和策的社會政策を通してはじめて、勞働力の標準的な維持が可能となり、資本制生産の所謂窮乏化法則は一時的に緩和されるのである。この意味で産業平和策的社會政策も資本制經濟の機構的な必然性として要請されるものである。これは資本にとつて「負擔」であり「費用」であるが、これによつて資本による勞働力の原生的收取が抑制され平準的收取が可能となる限り、それは資本にとつて利潤に喰ひこむ「費用」や「負擔」を意味するものでは決してないのである。從つてこれは資本主義經濟への「上から」又は「下から」の「修正」ではなく、又經濟外的根據から行われるのではなく、正にこれによつて資本主義經濟の合法則性が順當に貫徹されるのである。我々はここにも北岡氏の大河内教授に對する經濟學以前的批判を見る事が出來るのである。

V

周知のように大河内教授は社會政策を勞働力保全策として把握されながらこれを勞働力政策一般に擴張されることによつて、かの勞働力の「原蓄政策」も「調達配置政策」をも社會政策であるとされる誤謬を犯されたが、これに對しての北岡氏の批判は確かに大河内教授の誤謬を鋭く衝くものである。――

『戰時に入つて國家總動員法に基づいて雇入制限令が發布せられ、勞働者の移動の自由の制限せられたことは、吾々の見地よりすれば社會政策の後退で、戰時已むを得ざる施設であり、戰時經濟のため、國家のために勞働者の拂う犧牲であるが、大河内氏の見地よりすれば、それは「社會政策の飛躍」であり、「これまでの經濟機構の中では到底その實現が望み得べくもなかつた所の社會政策のある領域を忽然として登場せしめた」ものであろうか。果して然らば氏の曰う社會政策は正義、人道と關係なきは勿論、本質的に勞働者の向上や一國文化の進展とも關係はない。』(「社會政策概論」三八二頁)、(社會政策の本質が正義・人道や勞働者の向上、一國文化の進展と直接に關係ないことは言うまでもない。……岸本)。

『勞働力の保全と「配置」とは全然異質的のものであつて、兩者を斉しく取り込むことによつて、氏の社會政策の機構的説明は亂されたように思う。勞働力の保存が、資本主義の再生産繼續の條件なることは納得出來るとしても、勞働力の「配置」は資本主義の再生産繼續の條件であるのであろうか。勞働力の「配置」の窮極觀念は强制勞働であつて、之を促すものは資本主義經濟の「上」又は「外」にあるのではあるまいか。』(同上書、三八六頁)と。

北岡氏の述べられる如く、戰時に於ける勞働者の雇入制限や移動禁止はその本質において一種の强制勞働であつて、これを社會政策の進展とする大河内教授の所説は決定的な誤謬である。だがこれを促すものは戰時資本主義の要請であつて北岡氏の述べられる如く資本主義經濟の「上」又は「外」にあるものでは決してない。北岡氏は正に戰時國民經濟を資本主義ではないと次のような驚きべき誤謬をおかされている。

『或は戰時國民經濟は平時經濟とは別個のものであるか。然りとせば平時存したる資本主義經濟は忽然と消失した譯でもあるまいから、戰時國民經濟なるものは資本主義に對しては「外にあるもの」か「上にあるもの」ではあるまいか。然らば氏（大河内氏のこと……岸本）が社會政策を資本主義經濟の機構的必然性のものとして理解せんとした企ては、全く水泡に歸した譯ではあるまいか。既に戰時社會政策に付て其の主體が資本主義に非ず、總資本に非ざる、超越的なる國民經濟＝國家たることを承認するならば（誰も承認してはいない。岸本）、平時に於いても資本と勞働との兩者に超越したる國家なる社會政策の主體を承認することは出來ないものであろうか。此の點は本論の根本にわたる問題なるが故に篤と反省して戴き度い』（「社會政策概論」「三八七頁）と。

戰時國民經濟は資本主義の戰時的形態であつてこれは決して資本主義に對して「外にあるもの」でも「上にあるもの」でもない。同樣に戰時に於ける國家は資本主義國家の戰時的形態であつて、これも「資本と勞働との兩者に超越」した存在では決してない。戰時社會政策の主體は戰時に於ける資本主義國家である。かくて社會政策の本質は戰時社會政策をも含めて、資本主義經濟の機構的必然性において把握する事が出來るのである。忠實な天皇制官僚の倒錯した觀念形態をここに見るべきである。これが經濟學に對する白痴的理解否經濟學以前的理解であることは更めて論ずるまでもない。

我々は社會政策の經濟學以前的把握の今一つの事例を引用して北岡氏批判を終らう。

『凡て是等の條件の充された場合の我國（農工業が合理化されると共に勞働人口が著しく增大した狀態のこと。……岸本）は、勞働力に滿ち滿ちて「資本主義經濟の順當なる再生產を繰り返す」必要からは、勞働力涸渴の心配などは考へられない狀態に至るかもしれない。斯くの如き場合には女子の深夜業も復活し、健康保險も廢止してしまうことが、社會政策の名に於て主張せられるのであろうか。』（「社會政策概論」三八四頁）と。

大河内教授の述べられる「資本主義經濟の順當なる再生產の繰り返し」といふのは勞働力についてそれが工場法

や勞働保險や勞働組合法や等々の社會政策立法によつて正に順當に保全される事を意味するものたるは論ずるまでもない。肉體的にも精神的にも磨滅し荒廢した勞働力の充滿は、資本制經濟の「順當な再生産」を根底的に脅すものである。大河内教授の社會政策理論の構造においては、如何なる意味においても深夜業の復活や健康保險の廢止は社會政策ではなく、正にその廢止を意味するものである。北岡氏の大河内理論に對する徹底せる無理解振りをここに見るべきである。だが大河内教授が工場法を、原生的勞働關係による勞働力の絶對的不足に對する政策であるとされた限り、北岡氏の大河内教授批判は一部の正しい批判を含んでいる。（拙著「社會政策論序說」參照）

三　森戸辰男氏社會政策論の形而上學

I

北岡壽逸氏の素朴な觀念的社會政策論に對して森戸辰男氏のそれはこれの洗練せられた形態であると言ふ事が出來るであらう。森戸氏は北岡・大河内論爭を取上げ兩者はそれぞれの長所と短所とを持つとして次のように述べられ且つ批判せられている。——

「私の見るところでは、兩氏の見解の對立の根源はその方法論にある。というのは大河内氏が資本制國民經濟の客觀的研究者として、社會政策をばこの經濟組織の機構とその發展とに係わらせて、客觀性と內的・機構的必然性とにおいて因果的に把握することに全努力を集中するに對して、北岡氏は社會政策の實踐者としての長い體驗から、これをその主體性・活動性・理想性において捉え、目的論的に理解することに重點を置かれている。そうしてかような異つた立場から理解された社會政策觀が、それぞれ長所と短所とを持ちつつ、同じ次元の上で矛盾し反撥するのは當然であろう。

しかし、吾々の眼前にある具體的な社會政策的事實は、主體性・活動性・理想性等を擔つた社會政策が資本制經濟機構に組み込まれ、後者に規定されつつ發展すると共に、また同時に後者の機構的發展の契機となるということであつて、しかる場合、歷史的事實としての社會政策は、理想性と因果性とを構造的に兼ね備えているものとして把握せらるべきではなかろうか。したがつて社會政策の一面のみを固執して他の面を否定し去ることは、社會政策の身體に對して、自己の鑄型に合せるために、無理な整形外科手術を施すことにならぬであろうか。とはいえ、社會政策の客觀的理論的把握においては、その機構的因果的側面が重視されねばならず、この點を力强く闡明したことに大河內教授の最大の業績が横つているのである。けれども氏はこの任務の遂行に急であるの餘り、內的必然性のみを强調し、又は餘りにこれを狹義に解し、かくて社會政策のかかるものとして個性をば、資本制經濟の機械的な自己運動に解消し去つたという嫌ひが無いであろうか」(森戸辰男氏稿「社會的建設をめぐる思惟」高野・櫛田・大內・森戸四氏共著『決戰下の社會諸科學』昭和十九年刊所收、同書一八七—八頁、以下頁數のみの場合は本書の頁を意味するものとする)と。

森戸氏は、北岡氏と大河內教授の社會政策論が何れも長所と短所とを持つているといふ。だがここで問われなければならないのは社會政策の本質とは何ぞやといふことである。森戸氏は大河內教授が社會政策を資本制生產の機構的因果的側面との關聯において客觀的理論的に把握された事を認めてこれを大河內教授の最大の業績だとされている。これは正に大河內教授が社會政策の本質を究明把握せられたことを承認されているのに外ならないのである。さうだとすれば兩者は何れも長所と短所を持ち社會政策の一面のみを固執しているとして竝列的に評價さるべきではなく、大河內教授の社會政策の把握方法(方法論)のみが理論的に正しいことを明瞭に理解しなければならないのである。

森戸氏は社會政策が理想性と因果性とを構造的に兼ね備へるものといふ。だが本質が因果性に於いて理解されなければならないのは當然であつて、これをもつて社會政策の一面のみを固執したものであると非難することは出來ないのである。社會政策の理想性とは、社會政策の本質(勞働力の標準的收取策)がもつ手段(勞働力保全)が纏

ふところの觀念的な衣裳に外ならないのである。社會政策の本質が理想性と因果性とを構造的に兼ね備へたものと理解すべきではなく、因果性と理想性とは立體的構造的に、即ち、因果性が社會政策の本質であつて、理想性はこの本質の現象形態のイデオロギー的な粉飾に過ぎないことが理解されねばならないのである。

このように考へれば、大河内教授が社會政策を資本制經濟の自己運動の中に把えたことは森戸氏の考へられる如く誤謬ではなく正しい把握方法であるといふことが出來るのである。社會政策を資本制生産の因果性に於いて把握するといふことは、社會政策を資本制經濟の自己運動において把握するといふことに外ならないのである。このことについての森戸氏の徹底的な無理解こそが、社會政策の主體を總資本＝資本制國家であるとされる大河内教授に對し、次のような噴飯に値する批判を敢てせしめる結果となつているのである。

『通常、社會政策の主體は國家とされているが、これに對して大河内教授はこれを資本制「經濟社會」、もつと限定しては、「社會的總資本」であるとされている。思うに資本制經濟の内的必然性の見地を貫かれたことの當然の歸結であろう。ところが、この學問上の要請は必ずしも現實の事實と符合しない。北岡教授の國家主體說はこの事實に對する反省から出發するのである。

政策の主體は何らかの意味の活動の主體であり、意志の主體でなければならぬ。しかるに、かような主體としてこの資本は個別資本か集團資本かであつて、抽象物にすぎぬ總資本にはかような資格はあり得ない（この點は確かに大河内教授の弱點を衝いている。……岸本）。ところでこの個別資本と集團資本とは實際上多くの場合反社會政策的勢力として現われるのであつて、積極的な社會政策の推進者であることは稀である。もしも總資本が政策主體としての資格において疑わしく、個別資本と集團資本とがむしろ反社會政策的勢力であるとすれば、社會政策の主體を直接に資本に求める試みは非常な困難に當面せざるを得ないであろう。……典型的な資本主義國家とよばれている英國の例について見てさへ、少くとも社會政策の主體として現われる國家に關しては、……大河内氏の見解はそのままでは確認されがたいように思われる。というのは、初期の勞働保護立法に於いては保守的勢力が、後期の社會政策特に解放立法的社會政策においては勞働者的勢力が、その積極的推進力となり、資本的勢力はむしろ主として反對的又

は追隨的勢力として振舞うたのではないかと思われ、かような勢力關係は國家の上に影響せずにはいないであろうから、すなわち典型的な資本制國家につき、しかも國家を社會的制約に卽して見るとしても總資本を社會政策の實質上の主體とすることには相當な無理が伴うのではなかろうか。』（一八八―九頁）と。

大河內教授は森戸氏の述べられる如く社會政策の主體を、國家としてではなく「社會的總資本」として理解されているのではなく、社會的總資本＝資本制國家として理解されているのである。從つて、北岡氏の「國家主體說」は大河內教授の社會的總資本＝資本制國家說に對する反省から出發したのではなく、宛かも國家が總資本に對立するかの如く現われる現象をそのままその本質において超階級的なものとされて了つたのである。反省は北岡氏にあつたのではなく大河內教授にあつたのである。卽ち大河內教授は、總資本の利益に反する超階級的存在たるかの如く、現象する所の國家の本質が、實は總資本の利益を確保するための階級的な資本制國家である事を分析されたのである。我々はここに森戸氏社會政策論の講壇社會主義的系譜を見るべきである。

大河內教授は總資本を總體としての資本として理解されたのではなく、資本制生產の合則性として理解され、この合法則性を順當に貫徹するものが資本制國家であるとされているのである。大河內教授は森戸氏と同じように個別資本や集團資本は常に反社會政策的勢力として現われること、「積極的な社會政策の推進者」ではなく、その妨害者である事を强調されているのである。だがこのことは森戸氏の考へられるように、社會政策の主體を資本制國家に求める試みは誤謬であるといふことにはならないのである。正に反社會政策的な個別的集團的資本と標準的な勞働條件の確立卽ち社會政策の獲得を目指す勞働者階級との抗爭に媒介されて、資本制國家は社會政策の施行を餘儀なくされつつ、資本制生產の合則性が貫徹されるのであり、この意味で、總體としての「資本の順當な利益」＝總

體としての資本の平準的な利潤が確保せられるのである。資本制國家は個々の資本の利益を守る機關ではなく、總體としての資本の、卽ち資本制生産の利益を確保する機關である。國家は個々の資本、從つて又集團資本の反社會政策的な勢力の勞働力に對する原生的收取を抑制する事によつて却つて總體としての資本の本來の利益を守り確保するのである。資本制國家は、總體としての資本の利害から相對的に獨立し、この盲目的な勞働力收取慾を抑制しつつ、その本來の利益を守るのである。資本制社會に於ける自由競爭が資本の勞働力に對する盲目的な略奪的收取＝勞働力の略奪經濟(Laubwirtschaft)を必然化するのであつて、資本制國家によつてこれが强制的に抑制されつつ資本制生産の內在的合則性が順當に貫かれるのである。資本制生産の運動は、資本制的蓄積の一般的法則によつて、勞働者階級の抗爭による社會政策の制度化にもかかわらず、自己を貫徹し、勞働者階級の窮乏化を押し進めるのである。社會政策は、この窮乏化に抗しているのであつて、その意味で社會政策は、勞働者階級の資本家階級に對する抗爭によつて資本家階級を讓步せしめてのみはじめて成立し得るのである。資本家階級の欲望は勞働力の價値をその最低限界に押し下げんとして居り、勞働者階級はその價値を貫徹せんとしているのである。いわば窮乏化法則は資本の運動法則であり、勞働力の價値を貫徹せんとする「賃銀＝勞働力の價値法則」は、社會政策の運動法則である。兩者は對立拮抗しつつ前者は後者を自らの中に包攝しながら自己を貫徹する。

森戸氏にはこのことが全然理解されないのである。總體としての資本が反社會政策的勢力であるから、その利益を確保する資本制國家も社會政策の主體たり得ない、と森戸氏は考へられるのである。この意味で森戸氏の社會政策の主體としての國家は何等か超階級的存在たらざるを得ないのである。ここにも我々は森戸氏社會政策論の講壇社會主義的系譜、社會政策の形而上學を發見する事が出來るであらう。

このように考へるならば、森戸氏が典型的な資本主義國たる英國において「初期の勞働保護法においては保守的

勢力が、後期の社會政策、特に解放立法的社會政策においては勞働者的勢力が積極的推進力となり、資本的勢力はむしろ主として反對的又は追隨的勢力として振舞つた」から「典型的な資本制國家につき、しかも國家を社會的制約に卽して見るとしても、總資本を社會政策の實質上の主體とすることには相當な無理が伴ふ」とされるのは凡そ見當違ひな誤謬であると言ふべきであらう。

社會政策の積極的推進力は常に勞働者的勢力であり（英國初期工場法においてトリー黨がその成立に役割を演じたのは、ホウィッグ黨に對して、勞働者階級を自己の味方として政權を獲得・維持せんとしたが爲であつた。從つてこの場合にも實質的には、勞働者的勢力が推進力であつた譯でトリー黨の保守的勢力ではなかつたのである。……岸本）、資本は常に反對的追隨的勢力であるが、しかも實質的には社會政策の主體は總資本＝資本制國家なのである。

II

森戸辰男氏の社會政策の主體についての誤まれる形而上學的把握方法は、當然社會政策の對象＝客體についての誤まれる把握に導かれざるを得ない。森戸氏は社會政策の客體を「勞働力」としてではなく、「勞働者」として次のように把握されている。――

『もちろん、資本制生産政策は勞働者において營利手段としての勞働力を見る。そうして社會政策も亦かかる事態の上に立たねばならぬ。しかし社會政策の社會政策たる所以は、この營利手段たる勞働力に「人間」「勞働者」を再發見したことに發程するのではあるまいか。例えば、資本制生産政策においては「勞働力」の有效な調達・用が主眼であつて「勞働者」の保護はむしろ免れがたい必要惡と見られるのにたいして、社會政策においては勞働者の保護・向上が目標であつて、そのさいこの目標達成によつて「勞働力」の能率向上・保全・培養も亦必然的に確保されると信ぜられているのではあるまいか。それゆえ社會政策はかかるものとして

は、屢〻「商品」又は「手」として「勞働力」を直接の對象としながら、實はその背後にある「勞働者」を「一般に人格としての勞働者を、場合によつては、社會理念又は國家觀念に目覺め自主性を持つに至つた勞働者を、その眞の對象と見ているのではないか、と思われる。……社會政策はその本格的形態においては勞働者を客體とする、と言つても少しも差支ないのではあるまいか。…

大河内氏は「問題の困難なる點は寧ろかく價値の序列が顚倒し、人格の物格化が商品の人格化に從屬するにも拘らず、尙商品としての勞働力が保護せられ、その社會的存在が容認せられねばならぬのは何故か、という點の解明である」(大河内氏著「社會政策の基本問題」二六三頁)と言われる。たしかにそこには困難な問題がある。しかしかような價値序列の顚倒にも拘らず、尙商品としての勞働力が勞働者として保護尊重され、屢〻自主的な社會的存在としてさえも容認せられ、かかるものとして再生産されねばならぬのは何故か、換言すれば、價値序列の顚倒にも拘らず、その正位化が志向され且つ次第に制度化されざるを得ぬのは何故か、という點の解明は、單に「資本制經濟の基礎條件を「勞働力」について解剖することによつてのみ達せられるのではなく、この基礎條件をば顚倒した價値の具現體として把握し、また勞働力をばこの顚倒の批判・復位の要求に係わらしめて、だからまたかかる意識及び行動の客體主體として把握することによつてのみ充分に達成されるのではあるまいか』(一九〇―一頁、傍點岸本)と。

ここに我々は、森戸氏の勞働力に對する完全な無理解を見る。

いうまでもなく資本制的商品としての勞働力は、生ける社會的な人間たる勞働者と不可分に結びていてのみ存在し、從つて資本の勞働力收取には一定の限界が存するのである。剩餘價値を創造する獨自な商品たる勞働力が總體として繼續的に總資本に提供されうるためには勞働者並びに次の勞働者世代としての彼の子供の生理的な最低限界が維持されねばならない。

他方、勞働者は單なる生理的な存在者ではなく歷史的社會的存在者である。從つて勞働者の社會的に順當な標準的生活が維持されてはじめて(これは次第に押し下げられるが)、勞働者階級の順當な再生産が可能となり、總體としての資本の標準的(平準的)な利潤率(これは次第に低落する)が確保され、資本の順當な再生産が可能となり、かくて

資本制生産の内在的な經濟的合則性は貫徹されるのである。勞働力充用上のこの限界は社會的限界であると稱することが出來よう。この社會的限界は、これが歴史的社會的なものである限り相當の伸縮性をもつている。

現實の勞働條件は、この勞働力の使用價値充用上の二つの限界、即ち生理的限界と社會的限界との間を變動する。所謂勞働力の價値というのは、勞働力價値のこの社會的限界に係わるノーマルな勞働條件である。

所で現實の資本制社會にあつては、勞働力收取の無制限な欲求をもつ資本は資本制蓄積の一般的法則による産業豫備軍の形成蓄積に媒介されて、阻碍されることが無ければ、勞働力の社會的限界はをろか、生理的限界をも越えて勞働力の略奪に突き進むのである。

かくて勞働力の價値、勞働者の社會的な生活水準は、勞働條件をめぐつて資本家階級と抗爭する勞働者階級の壓力に媒介されて成立する社會政策の實施によつてはじめて確保され得るのである。かくて勞働者保護として現象するものは、その本質において、勞働力の保全＝資本の勞働力に對する平準的な收取に外ならないのである。

そうだとすれば社會政策の社會政策たる所以は、森戸氏の考えられるように、この勞働手段たる勞働力に「人間」「勞働者」を再發見した事に發程する』のではなく、正に商品勞働力の、勞働力としての商品性を完成＝貫徹するものに外ならないのである。從つてまた價値序列の顚倒性の正常化ではなく、資本制的な價値序列の顚倒性をそのものとして維持するものなのである。

更に又森戸氏の述べられるように、「社會政策においては勞働者保護向上が目標」で、「この目標達成によつて勞働力の能率向上・保全・培養が必然的に確保される」のではなく、逆に勞働力の順當な保全・培養によつて資本制的な意味に於ける勞働者の保護向上が實現されるのである。勞働者の保護向上自身がそのものとして目標であれば

そこには資本制的制約は考えられない筈である。だが勞働者保護は資本の平準的な利潤率が確保出來る限りにおいてのみ、可能なのであつて、これが不可能となるや勞働者保護は容赦もなく停止乃至低下した事は歴史的事實の示すところである。この事實は正に社會政策が勞働者保護ではなく勞働力の保全である事を示すものに外ならないのである。

人格的なものが物格化し、物的なものが人格化した價値序列の顚倒性は資本制社全の特質であつて、この顚倒の正常化、批判、復位の要求は、正に資本制生産の止揚によつてのみ實現され得るのである。森戸氏が社會政策を價値序列の顚倒の正常化・批判・復位の要求として理解される限り、森戸氏は社會政策に反資本主義的なもの、社會主義的なものを見ていられる事となるのである。資本主義社會に於ける社會政策の社會主義的解釋＝社會政策の形而上學をここに見るのである。これは正に大河内理論の全面的否定であつて、「社會政策の客觀的理論的把握（これは社會政策の本質把握ということだ。……岸本）において」大河内教授が「最大の業績」をあげられた、とされる森戸氏の評言はナンセンスとならざるを得ないのである。

社會政策の主體を超階級的な國家、對象を勞働者とする限り、資本制社會に於ける社會政策の本質は到底把握されようもないのである。ここには社會政策の恣意的な觀念的解釋が存在し得るばかりである。

Ⅲ

森戸辰男氏の社會政策論はこのように觀念的な形而上學的理論であるが、この事は社會政策の「目的」に對する次のような解釋の中に一層露わな姿で示されている。

「それが(社會政策のこと……岸本)資本制建築物への加工である以上、資本制的なプランと樣式を無視することは許されぬが、既にかかる工作の許す限りにおいては、それとは異るプランと樣式の、典型的には單に異るのみならず對立する理念の、實現を期するのである。社會政策はその加工によつて資本制を補强すると同時にその新理念に從つてこれを進歩的に改構してゆく。社會政策に統一されているこの相反する二重性を指摘したことは、ハイマンの大きな業績であつて、この二重性は社會政策の狹義の「資本制經濟のみに係わらしめた」自律性を固執しないとき、ヨリ適切に闡明しうるのではあるまいか。ではかような新理念は何に求めらるべきであるか。……結論としては、私はこれを勞働尊重を基調とする協同體への志向に求める。或は勞働尊重的＝協同體的理念とよんでもよいであろうか。」(一九三―四頁、傍點岸本)。

『…社會政策が生産政策であるといふ場合には、個々の社會政策はそれ自身としては生産政策(狹義の)であつても、分配政策であつても、消費政策であつても、差支ないのであつて、唯それが抽象的に資本制再生産の基礎條件の確保に向つて作用するという性質を持つていれば足りるのである。しかも意圖的にこれを追求することすら必要でないかのようである。これはたしかに社會政策の重要な一特質である。だが、この場合には、大河内氏も明らかに認めているように、具體的な社會政策から色々の規定が捨象されているのであるが、この捨象されたもののうちには社會政策のかかるものとしての本質をなすものがないであろうか。

北岡氏は直ちにこの捨象されたものが「社會正義」である、と答えられるであろう。しかし社會政策に於いて獨逸理念として働くものは、抽象的な社會正義ではなく、もつと現實的・具體的なものである筈だ。私はさきにこれを勞働尊重的・協同體なるものへの志向として指摘しておいた。そうして保守的浪曼的社會政策も開明資本的社會政策も人道的社會政策も勞働者的社會政策も、それぞれの形態と限度において、この目標を追求しているのではあるまいか。けだしそれは追求さるべき獨自の價値を持つばかでなく、同時に生産力昂揚と勞働力保全培養の最も根本的な條件であり、社會正義と産業平和を實現するための最も具體的な方途でもあるからである。』(一九五頁、傍點岸本)と。

社會政策が「資本制的なプランと樣式を無視することが許されない」のに何故、それに反資本主義的な理念を賦與するのであろうか。何故に社會政策を資本制的なものとこれに對立する反資本制的ものとの二重性＝統一物と見做すのであろうか。何故にこの理念が從來の多くの社會政策論が懷いた如き階級協調でなくて勞働尊重的協同體的

理念でなければならないのであろうか。

社會政策の手段（勞働力保全）が資本の原生的略奪的收取慾を抑制して、この限りにおいて勞働者の「利益」を確保するものである限り、これに色々の理念が賦與されるのは當然の事である。或者はそれに勞資協調＝圓滿な資本主義の發展を見、或者は社會正義・社會的公平を、或者は「全體利益」を、或者は勞働尊重的・協同體＝社會主義を見得るであろう。それは色々の觀念や理念であり得る。しかしそれらは社會政策が纏うところの樣々な觀念的粉飾＝理念的衣裳であつて、その本質ではない。社會政策の本質は勞働力の標準的な保全を通しての勞働力の平準的收取策たるところにある。勞働力保全に、――それは或る場合には工場法的勞働者保護の形態をとり、或る場合には勞働組合や罷業權の承認という形態をとり、或る場合には災害疾病等に對する保險＝社會保險的形態等々をとるが――社會主義を發見することは、勞働力保全の資本制的本質を完全に看過するもので、その單純性・素朴性は倫理的な講壇社會主義者と選ぶところはないのである。

社會政策の本質は、これらの理念や觀念が捨象されることによつてのみ近づき得るのである。森戸氏はこの捨象されたものの中に社會政策の本質を發見し、それを「勞働尊重的・協同體的なものへの志向」とされた。一つの社會政策が資本主義的本質と反資本主義的本質とを兼ね持つとされるのであるが、これは誠に愚劣極まる暴論、否ナンセンスというべきである。社會政策は「勞働尊重」の資本制的形態であるが、これは協同體＝社會主義を志向するものではない。兩者の間には萬里の長城が存しているのであり、これを越えることは社會政策によつてではなく資本制生產そのものの止揚によつてのみ可能となるのである。

森戸氏は「勞働尊重的・協同體的なものへの志向」を生產力昂揚と勞働力の保全培養と社會正義と產業平和實現

の具體的な方途として理解されている。理念の資本制的な形態＝資本制的限界をここに見るべきである。森戸氏の次の言葉は、社會政策の資本制的本質を一層明瞭に表白しているものということが出來るであらう。

●「社會政策は資本制經濟組織の中に自己の理念を實現しようとするものであるから、從つてそれはまたこの組織の再生產の基礎條件をも充足せねばならぬ。社會政策は、これを押し詰めてゆけば反資本制的となる筈の理念を抱持するにも拘らず（それは森戸氏の單なる解釋にすぎない。……岸本）、この體制顚覆者ではなくて、却つてその補强者であり、改構者であるべき宿命を擔うているのである。だから資本制經濟組織は一面では利潤を確保し生產を順當に進行させるために、たとひ直接的部分的にはこれらにとつて不利に作用することがあつても、大局の上から社會政策の抱持する新理念を攝取し、制度化し、これに基づいて自己を改構せずには自分を維持し發展する事が出來ず、他面では社會政策は資本制經濟組織において對立的な契機を認めつつも、自己の實現のためには資本制生產の基礎を維持することを任務としなければならぬ、というのが眞實の事態であり、さうしてここに社會政策の本質が、その最も特異な性格がその姿を現わしているのではあるまいか…」（一九六頁、傍點岸本）と。

社會政策は資本制社會に於ける反資本主義的理念の攝取・制度化ではなく、資本制生產の合法則性を順當に展開・貫徹せしめるものなのである。

森戸氏は社會政策が資本制組織の對立的な契機を持ち乍ら自己の實現のために資本制生產の基礎を維持することを任務とし、その本質とするものだと述べられる。詭辯と言うべきである。社會政策が反資本主義的・協同體的・社會主義的なものを志向するのであれば、資本制經濟社會の止揚をこそ任務とするものというべきであつて、これを維持すべき任務を持つというのは自己矛盾である。

問題は社會政策に對する森戸氏の反資本主義的理念の賦與にもかかわらず、その本質が資本主義維持のための政策である、という點にある。資本制的なものに反資本主義的理念を賦與した事がそもそもの誤謬であつたのであ

る。資本制社會における社會政策の論理が資本の運動の論理に對立しつつ、しかもその一環を形成するものである事を森戸氏は全然理解することが出來なかつたのである(商品としての勞働力の驚くべき無理解を想起せよ)。社會政策の現象形態にひきづり廻されて、これを本質だときめて了つたのである。本質的なものと現象的なものとの區別及び本質的なものがいかに現象するかを全く理解し得なかつたのである。我々はここに典型的な形而上學的社會政策理論を見るべきである。森戸氏の社會政策論は、北岡氏のそれより洗練せられた外見を示しながら、實はその本質においては、全く同樣な單純で素朴な觀念的な社會政策解釋論に外ならないのである。

(一九四九・一一・一〇)